

肥料名称を変更したい場合、本申請書により書替交付の申請をします。

【記載例】 肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

持参日または投函日を記入します。

申請者が個人にあっては住民票に記載のとおり、法人にあっては登記簿に記載のとおりご記入ください。
任意組織の名称等は記入しないでください。

所在地 **千葉県緑区大金沢町941番地1**
(電話番号 **043-291-1875**)
(FAX番号 **043-291-1876**)
名称及び、代表者の氏名
千葉肥料株式会社
代表取締役 千葉 太郎

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1 登録番号 | 千葉県第 1875 号 |
| 2 肥料の種類 | 加工家さんふん肥料 |
| 3 肥料の名称 | ケンタッキーフライドキッチン肥料2 |

登録証に記載されていた登録番号、肥料の種類、肥料の名称をご記載ください。

上記の肥料についてその名称を下記のように変更したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第4項（肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第4項）の規定により登録証の書替交付を申請します。

- | | |
|----------|--|
| 記 | 変更したい名称を記載します。なお、肥料の品質の確保等に関する法律第26条2項（誤解を生ずる名称の禁止）に違反することのないよう、ご注意ください。 |
| 1 新しい名称 | 有機粒状鶏ふん肥料241 |
| 2 変更する理由 | 他社商標権の侵害に抵触する可能性があるため |

申請しなければならない場合は、やむを得ず、登録されている名称を変更しなければならない場合です。なお、肥料登録においては、肥料の名称を重要な登録事項と位置づけておりますので、やむを得ない場合に限り名称の変更を認めております。ついでに、理由には、名称を変えざるを得ない理由を簡潔にご記載ください。

他社商標権の侵害に抵触する可能性を防ぐなど、今までの名称を使用することで顧客に誤解を与えることを防止する場合や、自他に支障を生ずるのを防止する場合には名称の変更が認められます。

例1) 名称が、他者の肥料の名称と同一なものがあり、区別をするため

(○×△という語が、他者の商標登録に抵触したため)

例2) 名称に肥料成分量を明示することで消費者にわかりやすくし、販売促進を図るため

登録証記載事項のうち、肥料の種類、保証成分量、その他の規格に変更を生じる場合、この書替交付申請ではできません。新たに肥料登録申請を行う必要があります。

※本申請書は2部(正副)揃えてくださいますようお願いいたします。なお、正本は当方で取り置き、副本について受理日印を押印したものを返却します。